

保育所運営要領刊行さる

保育所と呼ばれるものは現在三千程あるが、その中には児童福祉法により認可を受けて設立されたものの外、社會事業法や生活保護法によつて認可された託児所で、児童福祉施設に切りかわつたものもあるが、今まで認可の申請をしてゐなかつた施設や、その他の保育施設などがあつて、いわば玉石混淆、必ずしも凡てが適切に運営されてゐるとはいがたい實情にある。そこで厚生省では児童福祉施設としての保育所運営の在り方について、基本的な指針を示す一試案として、「保育所運営要領」の編纂を企圖し、キュックリヒ、松島正儀、平野恒子、齊藤ヤイ等の諸氏を編集委員とし、更に内外の關係者を交えた作成懇談會を數次開催、協議を加えた後（本誌四九巻四號記録欄参照）成案を得たのでこの程上梓の運びとなつた。本書はもとより保育所運営指導の決定版という事を得まゝが、現在の段階においてはまづく理想に近いものといえられよう。内容の一般を示せば、

一、保育所の意義 二、保育所の対象 三、保育所の任務

四、保育の内容——乳兒の保育・幼兒の保育・學童の指導・家庭の指導

五、職員——所長・保母・その他の職員 六、保育所の設備——地域と場所の設置條件・施設の規模設計・建物の構造、

必要な部屋と設備・具體的な設備の使い方・備品 七、保育所運営に關する問題——運営上の事務取扱要項・経費・理事會又は經

管委員會・職員會議・後援會 八、保育所の地域的活動

なお、一定部數を限り無料配布したが、別に希望される向は、社會事業協會（東京都澣谷區三ノ二六〇）に送付共五六圓を添えて申込まれたい。

教育指導者講習（I.F.E.L）

の實施

文部省大學學術局では先に次官通牒（文教第七六四號・昭二五・八・一七）を以て全國公私大學々長、短期大學（部）長、都道府縣教育委員會及都道府縣知事にて、標題の講習を實施するについての了解と受講者推薦、選定等について協力を依頼するところあつたが、その幼稚園教育に關するもの的第一期が去九月十八日より、向う十二週間の會期でお茶の水女子大學において開かれてゐる。第二期は昭和二十六年一月（日は未定）から開始される。

第四回 關西連合 保育會 研究協議會

標題の會合が、本誌十月號所載の如き（八頁）要綱で去十月二十一日（土）名古屋市榮小學校において開催せられた。

折からの好天にめぐまれて來たり會するもの九百五十余名を數ぞえ、議事に、研究發表に、又分團研究協議に、溢る保育への熱意をたぎらして、前三回を凌ぐ成果を收めた。詳細は來月誌上で發表することにする。